

■法第18条第一号の適用除外用途の整理

法第18条第一号 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

※居室の有無、空気調和設備の設置の有無にかかわらず、適用除外となる。

	①居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途 (居室を有さずかつ、空気調和設備(冷暖房)を設ける必要がない用途に供する建築物)			②高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途		
	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ
細分類	物品(機械等を含む)を保管又は設置する建築物で、保管又は設置する物品の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの	動物を飼育又は収容する建築物で、飼育又は収容する動物の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの	人の移動のための建築物			
政令で例示された用途	自動車車庫、自転車駐車場、堆肥舎	畜舎	公共用歩廊	観覧場(※)	スケート場、水泳場、スポーツの練習場(※)	神社、寺院(※)
国住建環第21号、国住指第4190号平成29年3月15日付け技術的助言で掲載されている用途	常温倉庫、危険物の貯蔵庫(常温)、変電所、上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション又はバルブステーション、道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設等	水産物の養殖場又は増殖場(常温)		(※)以下の1)又は2)のいずれかの要件を満たす必要がある。 また、上記用途に限らず、以下の1)又は2)のいずれかの要件を満たす建築物は適用除外となる。 ・壁を有しないこと ・内部に間仕切壁又は戸(ふすま、障子これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である部分のみで構成されていること。		

■複数用途の扱いについて

- ・①用途のみの複数用途建築物は適用除外となる。
- ・②用途のみの複数用途建築物は適用除外となる。
- ・①用途と②用途の複数用途建築物は適用除外とならない。

法18条▶適用除外の考え方 (令7条関係)

法第18条第一号 (適用除外)

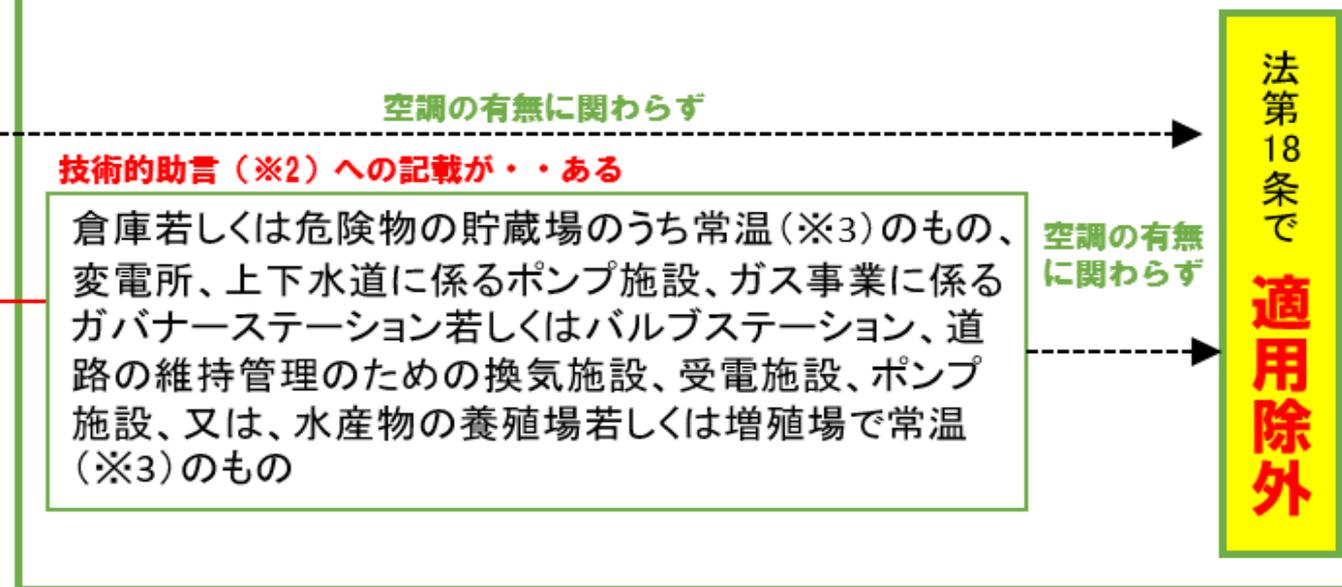
居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより、**空気調和設備を設ける必要が無い**ものとして政令で定めるもの

注) 建物全体が適用除外の用途である場合に限る

令第7条 (適用除外)

第一号	<p>【主旨】 建物内部での、人の継続的な活動が想定し難いもの</p> <p>自動車車庫、自転車駐輪場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊</p> <p>その他これらに類するもの</p>
	<p>【主旨】 壁を有しないことその他高い開放性を有するもの</p> <p>観覧場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場、神社、寺院</p> <p>その他これらに類するもの</p>
(※1)	

空調の要否や有無等を踏まえた、法第18条第一号の判断フロー



注) 令第7条第一号及び第二号の複数用途建築物については、適用除外とならない。

※1) 令第7条第二号に記された用途の内、以下の1)又は2)のいずれかの要件を満たす必要がある。また、その他これらに類するものとして、以下の1)又は2)のいずれかの要件を満たす建築物は適用除外となる。

- ・壁を有しないこと
- ・内部に間仕切壁又は戸(ふすま、障子これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である部分のみで構成されていること。

※2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等に関する法律等の施行について(技術的助言)国住建環第215号国住指第4190号 平成29年3月15日

※3) 常温とは、空調設備が設置されていない、あるいは人のためとなる空気調和設備のみが設置されている事をいう。